

(1) 最優秀提案者の決定

第1次審査を通過した事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第1次審査における事前評価点分を加えて委託事業者選定評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価・審査する。

委員会は、審査に係る提出書類に記載された内容及びプレゼンテーションの内容を評価・採点し、出席した委員の評価点の合計が最も高い提案をしたものを最優秀提案者として選定する。ただし、評価点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、委員長が最優秀提案者を決する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査方法

各委員は、評価基準の1, 3, 10以外の項目について評価基準に基づき、各提案について審査・評価し、採点する。

(3) 評価基準の項目3に基づく当該業務の改定支援業務責任者の過去3年間（平成31年4月～令和4年3月）における業務完了実績の事前評価

改定支援業務責任者の国又は地方公共団体等の観光関係事業を受託し、完了した実績は、実績数に応じて評価基準に定める評価配点に、下表の評価係数を乗じて評価点数を算出する。

受託業務 完了実績数	0件	1件	2件	3件	4件以上
評価係数	0	0.2	0.5	0.8	1.0

(4) 評価基準の項目10に基づく見積金額の事前評価

見積金額は、その金額を点数化し評価する。

提案された見積金額のうち、最も低い額を提示した提案者の評価点数を満点（20点）とし、その他の提案者の評価点数は、下記の計算式により評価点数を算出する。

【計算式】

見積金額の評価点数＝（最低見積金額÷各参加事業者見積金額）×20点

※算出された評価点数の小数点以下第2位を四捨五入